

1 安定した水供給のための上水道の整備

- 1 安全で安定した水供給
- 2 計画的な維持管理と経営基盤の効率化

2 快適な暮らしを支える下水の整備

- 1 生活排水処理施設等の整備と経営基盤の強化
- 2 適正なし尿処理の推進

3 安全・安心に暮らせる住環境づくり

- 1 住宅の安全性・快適性の向上
- 2 住宅政策の推進
- 3 斎場の適正な整備と維持管理

4 多様な自然環境の保全と継承

- 1 自然に学び、親しむ活動の推進
- 2 自然環境の保全活動の推進

5 公害の防止

- 1 公害の未然防止のための監視活動
- 2 事業所への定期的な指導の実施

6 環境美化の推進

- 1 環境美化とモラル・マナーの向上
- 2 不法投棄防止対策の推進

7 ごみの適正な処理と資源循環の推進

- 1 資源循環の取組の推進
- 2 収集と処理の適正化・効率化
- 3 ごみ処理施設の整備と維持管理

8 人と自然にやさしい都市づくりのための地球温暖化の防止

- 1 地球温暖化防止対策の推進
- 2 新エネルギー等の普及促進

9 災害に強いまちづくりの推進

- 1 地域防災力の強化
- 2 防災施設の整備と設備の充実

10 市民の生命や財産を守る消防の強化

- 1 消防施設の整備と維持管理
- 2 火災予防と消防活動の充実

11 市民と取り組む防犯まちづくりの推進

- 1 防犯教育の充実
- 2 犯罪を抑制するまちづくりの推進
- 3 防犯活動の推進
- 4 空家等対策の推進

12 市民の暮らしを守る交通安全の確保

- 1 交通安全の意識づくり
- 2 交通安全対策の実施

現状と課題

- 安全で安定的な水道水の供給は生活に不可欠な要素であり、上水道は、市民生活に最も身近な社会基盤といえます。関係法令に基づき、各種水質検査を行って水質の維持に万全を期しています。これからも、法改正による規制物質の増加などに対応しながら、安全な水を供給していく必要があります。
- 古河市の上水道は、約70%が思川からの暫定水利権^{*}により取水しています。平常時の給水はもとより、災害時においても安定した水供給の実現を図る必要があります、安定的な水利権の確保などが重要となっています。
- 公営企業として水道ビジョン（改訂版）及び経営戦略に基づき計画的な維持管理と経営基盤の強化を図る必要があります。
- 安定した水道水の供給のため老朽管の更新を計画的に進めています。東日本大震災などの教訓を踏まえ社会基盤の強靱化が求められており、関係機関との連携や古河市水道事業第2次基本計画に基づき浄水場などの重要施設を計画的に更新していく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
石綿セメント管残存率	65.42%	11.09%
上水道の普及率	95.7%	96.5%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 安全で安定した水供給

主な取組	概要
① 水質の保全	水質検査により安全な水道水の供給を確保します。また水質異常時には、水道事業者等相互間の連携により水質の保全に努めます。
② 水利権の確保	思川開発事業の推進によって、水供給の不安定な暫定水利権から安定水利権の確保を目指します。

2 計画的な維持管理と経営基盤の効率化

主な取組	概要
① 老朽管の更新	地震などの災害時においても安定した水道水を供給するため、更新計画に基づき、石綿セメント管の更新を進めていきます。 市民
② 業務の効率化とコスト縮減	民間委託の導入により業務の効率化とコスト削減を図るとともに、広域連携の研究を進めます。
③ 浄水場の安全・強靱・持続	古河市水道事業第2次基本計画に基づき老朽化した浄水施設の更新や水道施設の運用を見直し、安全・強靱な維持管理を行います。

現状と課題

- 下水道は、快適な市民生活を確保するだけでなく、河川などの公共用水域の水質を保全し、かつ浸水被害を防止するためにも、極めて重要な役割を有する都市施設です。
- 古河市の下水道（污水）については、平成 30 年度に全体計画を見直し、下水道計画区域を古河処理区 1,562ha、総和处理区 2,743ha、三和处理区 1,153.9ha、下水道計画人口を古河処理区 54,700 人、総和处理区 40,700 人、三和处理区 22,681 人としました。事業計画区域については平成 30 年度に、仁連地区新産業用地を加え、市内全域で 2,451.53ha となり、平成 30 年度末現在で整備率 83.2%、2,038.79ha の整備が完了しています。今後も、費用対効果を総合的に判断しつつ整備の重点化に努めるとともに、老朽化した管きょや処理施設の更新、長寿命化等を計画的に推進していく必要があります。
- 古河市の下水道（雨水）については、全体計画区域を古河処理区 1,445ha、三和处理区 343ha、事業計画区域を古河処理区 110.8ha、三和处理区 81.7ha としています。また、都市下水路事業については全体計画区域を 1,112ha、認可計画区域を 1,112ha としています。今後、事業計画区域において、浸水被害の軽減を図る必要があります。
- 污水处理施設として、公共下水道の他に農業集落排水及び合併処理浄化槽がありますが、農業集落排水については、平成 30 年度より恩名地区の区域拡大に伴う管きょ整備及び処理施設の機能強化事業を実施しており、令和 4 年度の完成を目指しています。また、合併処理浄化槽については、公共用水域の水質保全に向け単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えを強く促していくことが重要となっています。
- 古河地区のし尿は、さしま環境管理事務組合で適正処理をしています。そのため渡良瀬処理場（平成 28 年度廃止）の解体撤去を早期に進めます。
- 令和 2 年度から公共下水道事業特別会計については、地方公営企業法に基づく公営企業会計を導入することにより、更なる経営体制の強化と資産管理が重要となってきます。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和 5 年度)
污水处理人口普及率 戦略	81.0%	86.0%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 生活排水処理施設等の整備と経営基盤の強化 戦略

主な取組	概要
① 時代に即した汚水処理施設の整備促進	生活排水ベストプランに基づき、費用対効果をあげるための下水道・農業集落排水・合併浄化槽の整備重点化（整備地域の選定）を行うとともに、計画的な整備を推進します。
② 污水管きよの整備	事業認可区域内の污水管きよの整備を推進し、下水道の普及を図ります。また、効率化や早期整備を実現するためのクイックプロジェクト*等の導入を推進します。 市民
③ 雨水処理機能の充実	都市下水路、調整池等の貯水能力向上により、雨水処理機能の充実や雨水の地下還元を図るため、遊休地等における雨水貯留を検討します。 また、各施設の機能保全を図るとともに、安全管理を徹底します。
④ 公共下水道施設等の機能保全	老朽化した公共下水道処理場及び管きよの持続的な機能保全を促進するとともに、耐震補強を行います。 あわせて、汚水処理場・中継ポンプ場の処理機能の確保と安全性の向上を図ります。
⑤ 公共下水道施設等の維持管理	管きよ・公共枿・汚水処理場等の公共下水道処理施設の維持管理を実施します。
⑥ 公共下水道事業の健全経営	公営企業会計の導入により、営業成績や資産状況を把握し、事業の透明性を確保するほか、効率的な事業の経営に努めます。ついでには、未接続世帯への接続促進を継続的に実施し収益の向上を図り、さらには、民間企業の活用により徴収事務の効率化、事業コスト等の削減を図ります。また、今後、施設の見直しを実施するとともに、広域化・共同化も検討します。
⑦ 農業集落排水事業の健全経営	老朽化した施設の更新及び恩名地区の区域拡大に伴う管きよ整備を計画的に実施し、公共用水域の水質保全に努め、効率的な事業経営を行います。
⑧ 合併処理浄化槽の設置推進と適正な維持管理の推進	合併処理浄化槽の設置費補助を継続するとともに、法定検査や保守点検を含めた維持管理向上を進めます。

2 適正なし尿処理の推進

主な取組	概要
① し尿の適正管理と処理場跡地管理	渡良瀬処理場施設廃止に伴い、古河地区のし尿はさしま環境管理事務組合への処理委託を開始し、今後も適正な処理を推進します。渡瀬処理場跡地については、周辺住民の利用も考慮した跡地利用の検討を行い施設の早期撤去を進めます。

序章

基本構想の概要

第Ⅱ期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

現状と課題

- 市民の安全を確保し、地震に強い安全なまちを実現できるよう、昭和 56 年以前に建築された木造戸建て住宅を対象に、耐震診断・耐震改修を促進しています。今後も、必要性・重要性に関する意識啓発に努めながら、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図っていくことが重要です。
- 古河市では、住宅の長寿命化や、市民が安心して居住できる住宅の建設などを促しています。今後も引き続き「良い住宅をつくって、長く大切に使う」ことの重要性を周知するとともに、既存建築物や工作物などの安全対策を促進していくことで、誰もが安心して暮らせる住まいづくりを進めていく必要があります。
- 圏央道の開通や企業の進出など、古河市を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。これらの機会を最大限に活かし、市内への移住・定住を促すためにも、多様な居住者ニーズに応えるとともに、あらゆる年代の人々が安心して生活を営むことができ、職と住が近接し生活の豊かさを実感できる住まいの環境づくりが重要になっています。
- このため、良質な住宅建設の誘導や、新たな住宅セーフティネット制度による空家を含む既存ストックの活用など、快適な住まいづくりを進めるとともに、古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針を考慮した市営住宅の計画的な改修や耐用年数が経過し老朽化した住宅への対応を行い、安全で快適な環境づくりを図っていく必要があります。
- 古河市には、さしま環境管理事務組合が設置しているさしま斎場と市が設置している古河市斎場がありますが、ニーズの多様化にともなって、生活基盤を支える施設として、質的、機能的な面で様々な対応が求められております。高齢化の進展により火葬件数は増加する傾向にあるため、誰もが利用しやすい斎場施設の充実と適正な管理、運営に努めていく必要があります。
- 市民が安心して快適な生活を維持する上で、安全な住宅等の建築、優良な宅地開発など良質な住環境の確保、また災害時の被害を最小限に抑えるなどの対策が必要です。それには、適切な情報を適宜提供し、法令に基づく適正な指導や検査を行うことが重要です。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
市内住宅の耐震化率	83.6% (推計)	95.0%
職員の応急危険度判定士資格者数	25 人	40 人
職員の被災宅地危険度判定士資格者数	16 人	20 人

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 住宅の安全性・快適性の向上

主な取組	概要
① 木造住宅等の耐震化に対する支援	市広報やホームページなどによる啓発活動や木造住宅の無料耐震診断などを実施し、耐震性の重要性について意識啓発に努めつつ、木造住宅などの耐震化を促進します。
② 住まいの長寿命化の促進	長期優良住宅建築等計画の認定を行うとともに、市民や施工者に対して長期優良住宅*の事例やメリット、税制の優遇措置等について情報提供を行います。
③ 安心して暮らせる住環境の確保	宅地耐震化に関する情報や地震災害のハザードマップ(揺れやすさマップ、地域の危険度マップ)の情報を提供したり、災害時の被害を減らすための既存建築物や工作物等の安全対策を促進していくこと、さらに災害等における対応体制を充実させることで、安心して暮らせる住環境の整備、確保に寄与していきます。
④ 建築・開発の指導の充実	良好な居住環境や良質な住宅等を確保するため、指定道路台帳を活用し、適切な建築・開発の指導を推進するとともに、建築・開発パトロールを定期的に行うことにより違反建築物の発生防止及び建築物の是正に努めます。

2 住宅政策の推進

主な取組	概要
① 総合的な住宅政策の展開	良質な住環境を誘導するとともに、新たな住宅地開発、空家や既存ストックの活用、環境への配慮を促進し、快適な住まいづくりを進めます。
② 市営住宅の適切な管理	長寿命化計画に基づき市営住宅の計画的な改修や修繕を行うとともに、長期的な需給動向をふまえ老朽施設の更新・廃止等を計画的に進め、住宅確保要配慮者等が安心して住生活がおくれるよう安全で快適な住環境の形成を図ります。

3 斎場の適正な整備と維持管理

主な取組	概要
① 斎場の管理と運営	古河斎場施設の点検や補修を行い、施設の維持に努めるとともに、指定管理者制度*を利用しながら適切な管理、運営に努めます。
② 斎場の整備・充実	施設機能整備基本計画をもとに、環境性能に優れた火葬炉設置及び利用者に配慮した改築工事の早期実現を目指します。

現状と課題

- 古河市は、関東平野のほぼ中央に位置し、利根川・渡良瀬川など自然の恵みと共存・共栄を図りながら、今日の発展を築いてきたまちです。市域は概ね平坦な地形で、向堀川などいくつかの河川が流れ、水田・畑などの農地が広がり、平地林・屋敷林など里地里山の風景が残る、自然豊かな地域です。
- また、古河市もその一部を占める渡良瀬遊水地は、本州最大のヨシ原を主体とした湿地に、多様な生物相が形成されており、平成 24 年 7 月にラムサール条約[※]湿地に登録されました。湿地環境の保全や賢明な利活用・地域振興を目的とする「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」や広域連携モデルとしてのエコロジカルネットワーク形成による魅力的な地域づくりを目指す「渡良瀬遊水地エリアエコロジカルネットワーク推進協議会」への参画を通じ、渡良瀬遊水地の豊かな自然の保全や周辺地域の振興に努めていきます。
- 大切な自然のなかでも、利根川・渡良瀬川の 2 大河川や関東平野の原風景といえる里地里山、渡良瀬遊水地といった自然環境は、後世に受け継いでいきたい大切な古河市の財産です。このため今後も、市民の関心の向上に努めながら、環境保全に向けた啓発活動や環境保全学習などを推進し、自然環境に対する認識を深めていく必要があります。
- また、市民や市民団体、NPO、事業者・行政などによる多様な連携のもとに、渡良瀬遊水地、利根川・渡良瀬川などの水辺、農地、平地林などの保全と維持管理などを通じ、人と自然が共生する古河市らしいまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和 5 年度)
自然環境の保全に満足している市民の割合	80.75%	87.00%
ECO フェスタ古河来場者数	9,500 人 (平成 30 年度)	10,000 人

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 自然に学び、親しむ活動の推進

主な取組	概要
① 環境保全啓発活動の推進	ECO フェスタ古河や街頭キャンペーンなどを通して環境保全活動に関する情報の提供、環境学習の支援と促進、意識の啓発を図ります。
② 環境保全学習の推進	次世代を担う子どもたちが多様な環境問題を学習する体験型環境学習講座を各小中学校において推進します。
③ 自然環境とのふれあいとマナーの向上	水や緑に触れ肌で感じ体験することで、自然環境への興味や関心を高めていきます。

2 自然環境の保全活動の推進

主な取組	概要
① 渡良瀬遊水地及び周辺エリアの保全と創造	関係機関と連携し、ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地及びその周辺エリアにおける豊かな自然環境の保全・再生や創造、賑わいのある地域振興の方策に取り組みます。
② 里地里山の保全	関係団体と連携し、里地里山の保全に対する市民の関心を高めるとともに、平地林の維持管理を図ります。
③ 野生生物の生息空間の保全	外来種の移入・拡大の防止を図ります。また、鳥獣保護区の適切な指定に向けて関係機関に働きかけていきます。

現状と課題

- 公害には、市民の普段の生活を原因とする「都市・生活型公害」と、工場・事業所による事業活動を原因とする「産業型公害」があります。近年は、生活に関連する騒音・悪臭などの公害が大きな比重を占めており、いわゆる「都市・生活型公害」が全国的な問題となっています。
- 古河市では、法律の規定により平成 24 年度から道路交通騒音常時監視測定を、また県からの権限移譲により平成 25 年度から市内主要河川及び用排水路などの水質分析を行っています。
- これまでは、関係機関と連携を図りながら発生防止に努めた結果、大きな公害被害は発生していませんが、今後、市内での住宅開発、企業の立地、住工混在などに起因する騒音・振動・悪臭などの発生も懸念されるため、引き続き、公害の未然防止と発生源対策を進めていく必要があります。
- このほか、畜産業や耕種農家を発生源とする悪臭については、県や関係機関と連携した定期的な立入り指導により、安全で快適な環境の確保に努めていく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
河川水水質測定地点における環境基準達成率	77.8%	80.0%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 公害の未然防止のための監視活動

主な取組	概要
① 水質汚濁の防止	事業所排水・河川水・井戸水の水質調査を行い、適切な水質汚濁防止対策を推進します。
② 騒音の防止	市内幹線道路の自動車騒音を監視測定し、適切な騒音防止対策を推進します。
③ 悪臭の防止	臭気指数規制を活用した適切な悪臭防止対策を推進します。

2 事業所への定期的な指導の実施

主な取組	概要
① 事業所への定期的な指導の実施	事業所への立ち入り指導を行い、大気及び水質等の公害防止を図ります。

現状と課題

- まちを美しく保つことは、日々の暮らしを快適にするだけでなく、犯罪の抑止などの防犯環境づくりや、活動への参画を通じた地域を愛する心の醸成などにもつながります。
- 古河市では、市民総ぐるみ清掃や利根川・渡良瀬遊水地のクリーン作戦を実施し、市民との協働による環境美化を推進しています。また、アダプト・プログラム[※]による環境美化活動や、事業者による自主的な環境美化活動も盛んに行われており、地域と連携した活動が広がりをを見せているところです。
- しかしながら、たばこ・空き缶・ペットボトルなどのポイ捨てや、人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶たず、ペットのフン害なども見られて、地域的美観や生活環境の阻害要因となっている例も発生しています。
- 環境美化は、「まちを美しく保ちたい」という、市民一人ひとりの意識を基本に支えられています。このため今後も、環境美化に向けた啓発活動を継続的に実施するとともに、市民・事業者・行政の連携のもと、環境美化活動をさらに活性化していく必要があります。また、不法投棄に対しては、パトロールや土地所有者等への適正管理の指導などにより未然防止を図るとともに、地域との連携による監視強化などを行う必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
環境美化活動への市民参加人数	2,250人	2,500人
アダプト・プログラム参加団体数	24団体	25団体

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 環境美化とモラル・マナーの向上

主な取組	概要
① 環境美化意識の向上	モラルやマナーの向上など、まちの美化への意識啓発を進め、ごみの投げ捨てなどの環境悪化の抑止を図ります。
② 共助による環境美化の推進	市民総ぐるみ清掃や渡良瀬クリーン作戦などの清掃活動を通して、共助*による清潔でうるおいのあるまちづくりを推進します。
③ ごみを捨てられない環境づくりの推進	幹線道路等の美化活動を推進し、ごみを捨てられない環境づくりに努めます。
④ 動物の愛護及び適正飼育の推進	動物の愛護及び適正飼育などに関する知識の普及・啓発を行うとともに、畜犬の登録と狂犬病予防注射を推進します。

2 不法投棄防止対策の推進

主な取組	概要
① 不法投棄の防止	ごみを捨てられない環境づくりを目指すために市民への普及啓発を進めます。また、管理されていない土地所有者に対して、土地の適正管理指導等を行い不法投棄の防止を図ります。
② 不法投棄の処理及び再発防止	不法投棄されたごみを適切に処理し、環境の保全を図ります。また、再発防止のため看板の設置・貸与や不法投棄を防止する監視体制の強化を図ります。

現状と課題

- 大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済構造のもとで、わが国は暮らしの便利さや物質的な豊かさを手に入れてきましたが、その一方、環境への負担の増大、ごみ処理施設の不足など、深刻なごみ問題が生じました。
- 古河市においては、平成 30 年度のごみ総排出量は 47,559t、市民一人一日あたり 905g となっています。ごみの処理は、古河市にとどまらない大きな課題となっており、今後も、ごみ処理から資源管理へという考え方の転換を基本として、リデュース、リユース、リサイクルという 3 R の推進など、市民・事業者・行政の役割分担のもと、資源循環型社会^{*}の構築に向けた取組を活性化していくとともに、ごみの有料化についても、さしま環境管理事務組合を共同で運営する構成市町と検討する必要があります。
- また、ごみの収集については、地域ごとに異なっていた収集形態の一元化を図ってきましたが、市民のニーズを踏まえながら、今後も分別・収集方法の改善、効率的で効果的な収集・運搬と処理・処分方法を検討していく必要があります。
- 古河地区のごみは市直営の「古河クリーンセンター」で、総和・三和地区のごみは、さしま環境管理事務組合が運営する「さしまクリーンセンター寺久」で処理しています。古河クリーンセンターは、老朽化が進んでいるため修繕などにより対処しているが、将来の施設整備の方向性について長期的・広域的な視点から具体的に検討します。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和 5 年度)
市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量	905.0 g	860.7 g
リサイクル率	16.3%	19.6%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 資源循環の取組の推進

主な取組	概要
① ごみの減量化・資源リサイクルの推進	従来の「ごみ処理」から「資源管理」へ転換し、資源循環型社会を形成するという視点で、搬入・処理・搬出の管理を行います。また、ごみ問題の意識啓発や学習機会の提供などを通してごみの減量化、3R活動の推進、分別収集の徹底、生ごみ等の堆肥化を一層推進していきます。
② 生ごみ堆肥化と資源集団回収の促進	家庭用生ごみ処理機器購入や自治会・子ども会等が行う資源集団回収に対し支援を行い、生ごみの堆肥化とごみの減量化・資源化を促進します。

2 収集と処理の適正化・効率化

主な取組	概要
① 収集サービスの向上とごみ処理・処分の適正化	ごみ分別の市内での一元化に向けた検討を進めるとともに、収集方法の改善を図るなど収集サービスの向上に努め、適正で効率的な収集・運搬及び処理・処分を推進します。

3 ごみ処理施設の整備と維持管理

主な取組	概要
① ごみ処理施設の整備と維持管理	老朽化した古河クリーンセンターの適正維持管理及びさしま環境管理事務組合所管のクリーンセンター寺久等の各処理施設に対する適正管理を行います。また、ごみ処理に係る費用は増加する傾向にあり、施設の集約化を含めたごみ処理体系の方向性を検討します。

現状と課題

- 地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・生物多様性の損失など地球規模での環境問題が深刻化しており、異常気象や生態系の変化など広範にわたる影響が懸念されています。このうち、二酸化炭素を主とする温室効果ガスの排出によって引き起こされる地球温暖化の防止については、2015年末における国際会議で温室効果ガス削減に向けた「パリ協定」が採択され、日本を含む世界各国で早急な対応が求められています。
- 古河市においても、地球環境保全という視点から、環境負荷の少ないまちづくりと暮らしの実現に向け取り組んでいく必要があります。地球温暖化防止に関する啓発活動や、二酸化炭素の排出抑制などに取り組んでいます。
- また、平成23年3月に発生した東日本大震災と、それに続く福島第一原子力発電所の事故はエネルギーの重要性を改めて認識させ、再生可能エネルギー*への期待が高まっています。古河市においても、再生可能エネルギーの普及促進などに努めてきましたが、さらなる活用促進策を講じていく必要があります。
- このように、再生可能エネルギーの活用促進には、国のエネルギー需給に関する考え方を注視しながら、今後も市民・事業者・行政の連携のもと、環境負荷の少ないまちづくりと暮らしを実現していく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
温室効果ガス排出量結果と基準年度との比較	-1.2%	-9.0%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 地球温暖化防止対策の推進

主な取組	概要
① 地球温暖化防止意識の啓発	地球温暖化防止月間(12月)での広報活動や地球温暖化防止キャンペーンなど様々な機会を通して、地球温暖化防止のための情報の提供や学習の支援と促進、意識の啓発を図ります。
② 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」に基づく温室効果ガスの抑制	「地球温暖化対策実行計画」に基づき、市が行う事務・事業にともなって排出される温室効果ガス排出量の抑制と環境負荷の低減に取り組みます。
③ 二酸化炭素の排出を抑制する都市構造の検討	将来を見据え、コンパクトシティ*に向けたインフラ整備や公共交通網の整備の検討とあわせ、二酸化炭素の排出を抑制する都市構造についても検討します。

2 新エネルギー等の普及促進

主な取組	概要
① 省エネルギー・新エネルギー・再生可能エネルギー導入の促進	温室効果ガス排出を抑制できる省エネ機器や太陽光発電システムなどの新エネルギー機器導入に関する普及・啓発を行うことにより、利用の拡大を図ります。

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

現状と課題

- 近年のわが国では、平成 30 年北海道胆振東部地震や大阪府北部地震をはじめとする大規模地震、令和元年台風第 19 号などの記録的な大雨等、深刻な自然災害が発生し、災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。
- 古河市の場合は、利根川・渡良瀬川という大河川に面していることから、常に甚大な水害リスクを抱えています。令和元年台風第 19 号時には利根川・思川が氾濫危険水位を超え、約 10 万人の市民を対象とした避難勧告等が発令され、多くの市民が指定避難所などへ避難するという経験をいたしました。また、市内の中小河川においては平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨による河川氾濫によって市街地や農地が冠水するなど、大きな被害をもたらしました。
- 市では、市民の生命・身体・財産を災害から守るため、関係機関との連携のもとに、災害に強いまちづくりを進めてきました。具体的には、国土強靱化地域計画の策定、地域防災計画を見直し、市職員災害対応マニュアルの整備や必要な施設・設備などの充実を図るとともに、防災に対する市民意識の高揚、自主防災組織の育成などを通じた地域防災力の向上を図ったほか、近隣自治体や企業などと災害協定を締結する等の取組を進めています。
- 「災害に強いまちづくり」は、現在古河市に住む市民のためだけでなく、将来に向けて古河市の魅力をアピールしていくための要素としても重要です。このため今後も、市民の防災意識の高揚を図りながら、市民・事業者・行政などの連携のもとに地域防災力の強化を図っていくとともに、災害に強い都市基盤の整備や、指定避難所等に利用される公共施設の環境整備、防災無線など災害時の情報伝達力の強化などに努めていく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
防災対策の充実に満足している市民の割合	72.07%	80.00%
自主防災組織率(世帯) 戦略	74.80%	80.00%
非常用備蓄食料	54,336 食	121,500 食

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 地域防災力の強化 戦略

主な取組	概要
① 防災・減災対策の推進	地域防災計画に基づき、災害対策に必要な計画やマニュアルの強化を図り、災害発生時には速やかに確実な災害対応ができるよう地域・市民・防災関係機関が連携し防災減災 [*] の推進を図ります。 市民
② 防災意識の普及啓発	出前講座や防災訓練を実施することで市民の防災意識を高めるとともに、ハザードマップ等で洪水時の浸水エリアや指定避難所等を周知します。 市民
③ 自主防災組織の充実	自主防災組織の結成及び活動を促進し、地域防災力の強化を図ります。
④ 防災体制の強化	防災関係機関との連携により防災体制の整備を推進します。また、市職員の災害対応訓練実施や、近隣市町村・事業所などとの災害協定を進めることにより防災体制の強化を図ります。 市民
⑤ 国土強靱化の推進	国土強靱化地域計画に掲げる施策をPDCA [*] サイクルにより進捗管理を行い、国土強靱化の推進を図ります。

2 防災施設の整備と設備の充実 戦略

主な取組	概要
① 防災施設の充実	公共施設の耐震診断や耐震補強により安全安心な指定避難所等を確保していますが、避難者がより円滑な避難生活が送れるよう設備の充実を図ります。 市民
② 災害備蓄物資の充実	飲料水を確保するため耐震性貯水槽の整備を推進します。また、計画的に各種資機材・備蓄品の整備を進めるとともに、市民に対して家庭内備蓄を推奨します。 市民
③ 災害時の防災情報の提供	災害時の有効な情報伝達手段として防災行政無線システムの強化を図るとともに、時代のニーズに合った新しい情報伝達手段も活用します。 市民

現状と課題

- 近年の自然災害の多発などを契機として、市民の生命や財産を守る最も身近な公的機関として、消防に対する期待が高まっています。
- 古河市の消防は、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部による常備消防と、古河市消防団による非常備消防により構成されています。このほか、各地区には地域住民による自主防災組織が組織されており、消防はこれらの組織と連携して、消火活動だけでなく、災害時の避難誘導などにあたっています。
- 近年では、集中豪雨などによる災害等への対応のほか、高層集合住宅の増加、一人暮らし高齢者宅の増加、工業団地への企業立地などを背景として消防に対するニーズも多様化しており、これに対応し得る設備・資機材、人員・組織体制の整備に努めていく必要があります。
- また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもと、市民一人ひとりの防火・防災意識を高めるとともに、引き続き、地域の消防団と自主防災組織の充実を促し、初期消防力、地域防災力を高めていく必要があります。
- このほか、密集市街地のリスクを軽減するため、古河駅西口地区に常備消防施設（出張所）の整備を進め、消防力の強化を図ってまいります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
建物火災発生件数	26 件	23 件
消防団員数	384 人	426 人

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 消防施設の整備と維持管理

主な取組	概要
① 消防設備・資機材の整備	老朽化した消防ポンプ自動車の更新を計画的に行うとともに、消防活動に必要な資機材等を整備します。
② 消防水利の維持管理	消火栓や防火水槽などの消防水利を定期的に点検することで、有事の際に速やかな初期消火活動ができるよう管理します。

2 火災予防と消防活動の充実

主な取組	概要
① 火災予防の啓発	関係機関と連携を行い、巡回広報活動などを通じ、火災予防を啓発します。
② 消防団の充実	補助制度や優遇措置を活用し、消防団員が活動しやすく、入団しやすい環境づくりを推進します。また、団員の確保に努め、地域防災力の強化を図ります。
③ 常備消防施設との連携	広域消防体制の機能強化を要請し、消防団との連携を推進します。

現状と課題

- わが国における犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は平成 15 年以降減少していますが、近年、社会構造が大きく変わり、価値観も変化するなかで、家族や地域のつながりが希薄となり安全の基盤が変わりつつあります。幼児や児童が犯罪の被害者となる事犯が数多く発生し、また、高齢者の振り込め詐欺被害が多発するなど、犯罪の被害は幅広い年齢層に及び、犯罪発生の様態も複雑・多様化しています。
- 古河市ではこれまで、警察との連携のもとに、防犯キャンペーンや児童・生徒などを対象とした防犯教室などを実施するとともに、地域住民の自主的な防犯活動の推進や防犯カメラ・防犯灯の設置などを進めてきました。その結果、古河市における刑法犯認知件数は減少傾向にあり、県平均と比較しても低い水準に保たれています。
- 「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり」のために、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」という自主防犯意識の高揚と地域の実情に即した各地域における住民、市、事業所、警察等が一体となった安全に向けた取組を進めていくことが求められています。
- このため今後も、警察や防犯関係団体などとの連携により、「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり」を継続して進めていくことが必要であり、防犯意識の高揚に向けた意識啓発や、防犯カメラの設置や防犯灯等の整備などを計画的に設置し、総合的に犯罪防止策の強化を図ります。また、地域の自主防犯組織の活動充実を図るため、防犯機材の配布や研修の実施など積極的な支援を行います。
- 近年の人口減少、高齢化に伴い、利用がなされていない空き家が年々増加しています。平成 28 年の調査では、市内に 2,125 件の空き家等が存在しており、空き家の放置が地域における生活環境等に影響を及ぼす課題として危惧されています。
- 本市では、空き家に対する対策を総合的かつ計画的に実施するため平成 30 年に「古河市空き家等対策計画」を策定し、市民が安全にかつ安心して暮らすことのできる生活環境の確保に取り組んでいます。平成 31 年に古河市空き家バンク制度を導入し、空き家の利活用を推進しています。また今後は、「古河市空き家等対策計画」に基づく管理不全空き家等の発生予防、適切な管理が行われていない空き家等への対応、空き家等対策に関する連携体制の構築を行い空き家等の解消を推進します。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
刑法犯認知件数	993 件	845 件
空き家バンク物件契約の成立件数	—	10 件

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 防犯教育の充実

主な取組	概要
① 防犯意識の高揚	関係機関と連携した、防犯教室やキャンペーン等による広報・啓発活動を実施し、市民への防犯意識の定着を図ります。

2 犯罪を抑制するまちづくりの推進

主な取組	概要
① 犯罪抑止の充実	古河警察署との情報共有により犯罪発生が多い地域や通学路を選定し、防犯カメラを設置し犯罪の抑止を図ります。
② 夜間の犯罪防止	夜間における歩行者の安心・安全の確保と犯罪被害の防止を目的にLED防犯灯等の設置を行います。また、リース事業によるLED防犯灯等の維持管理を行います。

3 防犯活動の推進

主な取組	概要
① 地域の防犯活動の推進	セーフティマイトタウン [※] 等の団体による取組など、地域住民の自主的な防犯活動を支援します。

4 空家等対策の推進 ◀戦略▶

主な取組	概要
① 空家等対策を推進する体制づくり	市役所内の関係各課との情報を共有し、連携を図るとともに、空家等の適切な管理や利活用など、所有者等の抱える問題に対し、不動産、法務、建築などの関係団体との連携・協力体制を構築します。
② 管理不全空家等の発生予防	市広報やホームページ等による啓発活動を行うとともに、所有者等の相談に応じ、管理や活用方法のほか、相続などの権利関係の促進に関する啓発により、管理不全空家等の発生抑止に努めます。
③ 空家等解消施策の推進	利活用可能な空家等については、空き家バンク制度の活用を積極的に促進します。また利活用や除却等に関する支援を検討し、空家等の解消を推進します。 市民
④ 特定空家等の適切な措置の実施	倒壊の恐れや衛生上問題のある空家等を特定空家等と認定し、「助言・指導」「勧告」「命令」「代執行」など、必要な措置を適切に実施します。

現状と課題

●平成 31 年・令和元年度の県内における人身交通事故発生件数は 7,447 件で、平成 12 年のピーク時以降、19 年連続で減少しております。しかし死者数については、107 人で全国ワースト 9 位であり、交通死亡事故多発県に位置しています。その主な特徴として、飲酒運転による交通事故、横断中の交通事故、高齢者が被害者のみならず自動車運転の誤操作や認知機能の低下による事故を起こし、加害者となるケースも見られ、いまだ憂慮すべき状況にあります。



- 古河市では、交通事故発生件数は減少傾向にありますが、死亡事故の発生件数は多い状況にあります。警察や関係団体との連携のもと、交通安全キャンペーンや交通安全教室などを実施し、子どもや高齢者の交通安全意識を高めるとともに、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めています。
- 高齢化が進むなか、市内に企業等が進出して大型車の通行量が増えることも予想され、これからも引き続き、交通事故の未然防止に向けた取組を継続していくことが重要となります。
- このため今後は、計画的な交通安全施設の維持・修繕と、警察や交通安全関係団体との連携を強化しつつ、飲酒運転の撲滅、交通安全キャンペーン・交通安全教育など子どもや高齢者等の事故を防止するための啓発活動など地域の交通実態に即した総合的な事故防止対策に一層取り組み、交通事故のないまちを目指していく必要があります。
- 自転車およびミニバイクは、車や公共交通機関とともに市民の主要な足として多く利用されています。しかし、利用者が多く集まる駅周辺に放置されやすく、その対策として古河駅周辺の駐輪場の整備および自転車等の放置禁止区域を指定し、放置対策を進めており、引き続き都市の道路機能と良好な景観の確保を図る必要があります。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
古河市内の人身交通事故発生件数	300 件	255 件以下
古河市内の交通事故死傷者数	376 人	320 人以下

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 交通安全の意識づくり

主な取組	概要
① 交通安全意識の高揚	交通安全街頭キャンペーン、パトロール、イベント、広報配布等により、交通安全の呼びかけを実施し、意識の高揚を図ります。 市民
② 交通安全教育の実施	警察、関係機関等と連携しながら、幼児から高齢者に至るまで段階的な交通安全教育を強化するとともに、学校、自治会、行政区、企業等への交通安全教育を実施し、交通事故防止対策に取り組めます。

2 交通安全対策の実施

主な取組	概要
① 交通安全関係団体の育成	交通安全母の会や交通安全推進員などによる、市民の自主的な交通安全活動を支援するとともに、その担い手の育成を推進します。
② 交通安全施設の維持・修繕	交通事故多発地区を中心に交通安全施設（カーブミラー、区画線等）を維持・修繕し、交通事故防止に努めます。
③ 自転車等の駐輪対策の推進	古河駅周辺に乗り入れる自転車等の利用者が適正に駐輪できる環境の確保および放置自転車等を無くすため、駅周辺に乗り入れる自転車等を収容できる環境を整えます。
④ 放置自転車等の対策の推進	古河駅周辺は、自転車等放置禁止区域となっています。歩道などに放置された自転車等は撤去し、自転車等を保管所へ移動します。

